

奈良県コンベンションセンター管理規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十九号

奈良県コンベンションセンター管理規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県コンベンションセンター条例(平成二十八年六月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。)第五条第一項ただし書、第六条第三項、第七条、第十条及び別表の二の規定により、奈良県コンベンションセンター(以下「コンベンションセンター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。  
(開館期間及び開館時間等)

**第二条** コンベンションセンターの開館期間及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これらを臨時に変更することができる。

	施設	開館期間	開館時間
駐車場	条例別表の一の表に掲げる施設(駐車場を除く。)	一月五日から十二月二十七日まで(月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日)を除く。)	午前九時から午後九時三十分まで
バスターミナル		一月一日から十二月三十一日まで	午前零時から翌日の午前零時まで

日まで	時まで
-----	-----

2 知事は、管理上必要があると認めるときは、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

(使用の申込み)

**第三条** 条例第二条第一項の規定により使用の承認を受けようとする者は、奈良県コンベンションセンター使用申込書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の申込書の受付は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める受付開始日(一回の使用において同表の上欄に掲げる二以上の区分に該当するときは、同表の下欄に定める受付開始日のいずれか早い日)から行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

区分	受付開始日
一 コンベンションホールA、コンベンションホールB、コンベンションホールC、会議室一〇一、会議室一〇二、会議室一〇三、会議室一〇四、会議室一〇五、会議室一〇六、会議室一〇七、会議室一〇八、会議室二〇一、会議室二〇二、会議室二〇三、会議室二〇四、会議室二〇五、会議室二〇六及び天平ホールの全てを使用する場合	随時
二 コンベンションホールA、コンベンションホールB及びコンベンションホールCの全てを使用する場合	使用開始日の属する月の三十六月前の月の初日
三 コンベンションホールA、コンベンションホールB又はコンベンションホールCを使用する場合	使用開始日の属する月の十八月前の月の初日

<p>四 会議室二〇一、会議室二〇二、会議室二〇三、 会議室二〇四、会議室二〇五、会議室二〇六、天 平ホール又は天平広場を使用する場合</p>	<p>使用開始日の属する月の 十二月前の月の初日</p>
<p>五 会議室一〇一、会議室一〇二、会議室一〇三、 会議室一〇四、会議室一〇五、会議室一〇六、会 議室一〇七又は会議室一〇八を使用する場合</p>	<p>使用開始日の属する月の 六月前の月の初日</p>
<p>六 前各項に掲げる場合以外の場合</p>	<p>使用開始日の属する月の 六月前の月の初日</p>

(使用承認書の交付)

**第四条** 知事は、前条第一項の規定による申込書の提出があつた場合において、適当と認め使用の承認をするときは、奈良県コンベンションセンター使用承認書(第二号様式)を交付するものとする。

(禁止行為)

**第五条** コンベンションセンターにおいては、次に掲げることをしてはならない。

- 一 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- 二 コンベンションセンター内の秩序を乱す行為をすること。
- 三 その他係員の指示に従わないこと。

(入館の禁止等)

**第六条** 知事は、前条各号のいずれかに該当する行為を行い、又はそのおそれのある者に対して、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(使用料の後納)

**第七条** 条例第五条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 別表に規定する設備等の使用料を納付する場合
- 二 その他知事が後納することについてやむを得ないと認める場合  
(設備等の使用料)

**第八条** 条例別表の二の規則で定める設備等について当該規則で定める額は、別表のとおりとする。

(指定管理者の指定に係る申請書等)

**第九条** 条例第六条第三項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第三号様式)とする。

2 条例第六条第三項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者が行う管理の基準)

**第十条** 条例第七条の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開館期間及び開館時間は、第二条第一項に定めるとおりとすること。
- 二 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 三 コンベンションセンターの利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うこと。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項第一号の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、第二条第一項の開館期間及び開館時間を変更することができる。

(指定管理者に関する読替え)

**第十一条** 条例第六条第一項の規定によりコンベンションセンターの管理を指定管理者に行わせる場合についての第二条第二項、第三条、第四条、第六条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(その他)

**第十二条** この規則に定めるもののほか、コンベンションセンターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表(第八条関係)

舞台設備													区分
設備等の名称													単位
記帳机	両面掲示板	両面ホワイトボード	展示机	金屏風	花台	円卓(小)	円卓(大)	展示パネル	司会台(小)	司会台(大)	演台(小)	演台(大)	使用料(一日につき)
一卓	一台	一台	一卓	一双	一卓	一卓	一卓	一枚	一卓	一卓	一卓	一卓	
三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	一、六五〇円	三三〇円	五五〇円	五五〇円	五五〇円	三三〇円	五五〇円	三三〇円	五五〇円	

映写設備		音響設備													
DLPプロジェクター(移動式)	○○○ルーメン)	CD・MDデッキ	移動型スピーカー	ダイナミックマイク	コンデンサーマイク	赤外線ワイヤレスマイク(タイプピン型)	赤外線ワイヤレスマイク(ハンド型)	ワイヤレスマイク(三・四GHz帯)	ワイヤレスマイク(タイプピン型)	ワイヤレスマイク(ハンド型)	ワイヤレスマイク(ハンド型)	場内映像・音響操作卓	移動式観覧席	天平広場仮設ステージ	三折パーテーション
一台	一台	一台	一台	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一卓	一回	一式	一台	
三三、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	一、六五〇円	二、二〇〇円	六六〇円	一、六五〇円	一、六五〇円	一、六五〇円	一、六五〇円	一、六五〇円	一、六五〇円	一一、〇〇〇円	一六、五〇〇円	一六、五〇〇円	一二二〇円	

照明設備													
LEDエリプソイダルスポットライト	LEDフレネルスポットライト	LED平凸スポットライト	スクリーン（二五〇インチ）	スクリーン（二〇〇インチ）	スクリーン（三五〇インチ）	スクリーン（四四六インチ）	スクリーン（五〇〇インチ）	プロジェクター用置台	プロジェクター用リフター	ホワイエ大型モニター（移動式） （五五型液晶ディスプレイ）	液晶プロジェクター（移動式） （超短焦点三、三〇〇ルーメン）	DLPプロジェクター（移動式） （七、〇〇〇ルーメン）	〇〇〇ルーメン）
一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	
一、六五〇円	一、六五〇円	一、六五〇円	三、三〇〇円	五、三〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、五〇〇円	三三、〇〇〇円	五〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	三、三〇〇円	一六、五〇〇円	

諸設備											
折りたたみ式フィッティングルーム	コートハンガー	パーティションポール	スタンドミラー（姿見）	仮設ステージ	スタッキングチェア	長机（小）	長机（大）	LEDパーライト	クセノンピンスポットライト	LEDカラーローアーホリゾントライト	LEDカラーアッパーホリゾントライト
一台	一台	一本	一台	一台	一脚	一台	一台	一台	一台	一台	一台
五五〇円	三三〇円	一一〇円	三三〇円	三、三〇〇円	二二〇円	二七五円	二七五円	一、六五〇円	八、八〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円

備考 コンベンションセンターの設備等以外の物を使用する場合において、電気等を使用したときは、実費相当額を徴収する。

第1号様式（第3条関係）

奈良県コンベンションセンター使用申込書	
奈良県知事 指定管理者 殿	年 月 日
	申込者 住 所 氏 名 電話番号 〔団体の場合には、その所在地及 び名称並びに代表者の氏名〕
奈良県コンベンションセンターを使用したいので、次のとおり申し込みます。	
使用目的	
使用内容	
使用日及び 使用区分	年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分 午後 ~ 年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分 午後
使用施設	コンベンションホール (A・B・C) 会議室 (101・102・103・104・105・106・107・108) 会議室 (201・202・203・204・205・206) 控 室 (A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M・N) 天平ホール 控 室 (1・2) 天平広場 ( m <sup>2</sup> ) (使用日ごとの使用施設は、別紙のとおり)
使用設備等	要・否 (使用日ごとの使用設備等は、別紙のとおり)
予定使用者 数	人
使用責任者	住 所 氏 名 電話番号 メール
備考	

注1 該当事項には、○印を付けてください。

- 2 「使用施設」及び「使用設備等」の欄の別紙には、使用日ごとの施設名又は設備等名を記入してください。
- 3 「備考」の欄には、使用日ごとに公演回数並びに開演及び終演の予定時間を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

奈良県コンベンションセンター使用承認書 殿 奈良県知事 指定管理者 年 月 日 印	
年 月 日付けで申込みのありました奈良県コンベンションセンターの使用については、 次のとおり承認します。	
使用目的	
使用内容	
使用日及び 使用区分	年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分 午後 時 分 ~ 年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分 午後 時 分
使用施設	コンベンションホール (A・B・C) 会議室 (101・102・103・104・105・106・107・108) 会議室 (201・202・203・204・205・206) 控室 (A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M・N) 天平ホール 控室 (1・2) 天平広場 ( m <sup>2</sup> ) (使用日ごとの使用施設は、別紙のとおり)
使用設備等	(使用日ごとの使用設備等は、別紙のとおり)
使用責任者	住所 電話番号 氏名 メール
使用料又は 利用料金	円
備考	

注1 施設、設備等を使用する権利を譲渡し、又は貸し付けてはいけません。

2 施設、設備等を使用目的以外に使用してはいけません。

3 管理上必要があると認めるときは、施設の一部を休止し、又は使用を制限することがあります。

第3号様式（第9条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
連 絡 先

印

奈良県コンベンションセンター条例第6条第3項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。